

遺留分とは？

Q 父が亡くなり、相続人は兄と私（弟）2人のみです。父が作成した遺言書には「全財産を兄に相続させる」と書いてありました。私（弟）は父の遺産を貰う権利はないのでしょうか？

A 「全財産を兄に相続させる」と書いてあれば、遺言を残した人（父）の意思を尊重するというのが、法律上の基本的な考え方です。しかし、他の相続人（弟）が最低限受け取ることのできる権利（財産）があります。これを遺留分といえます。

▶ 遺留分の割合（一般的なケース）

相続人の構成	遺留分の割合 ※（ ）内は法定相続分		
	配偶者	子ども	兄弟姉妹
① 配偶者と子ども	1/4 (1/2)	1/4 (1/2)	—
② 配偶者と兄弟姉妹	1/2 (3/4)	—	なし (1/4)
③ 配偶者のみ	1/2 (全部)	—	—
④ 子どものみ	—	1/2 (全部)	—
⑤ 兄弟姉妹のみ	—	—	なし (全部)

※ 1. 法定相続分とは、相続人が財産をもらうことのできる権利の割合です。

2. 遺留分の基礎となる財産は、（被相続人の死亡時の財産＋生前贈与－債務）で、相続人に対する贈与は相続開始前10年間にされたものを算入します（令和元年7月1日からの相続に適用され、それまでは全ての期間の生前贈与を算入します）。

3. 相続人は、被相続人の生存中に家庭裁判所の許可を受けて遺留分を放棄できます。

▶ 遺留分侵害額請求権

この「遺留分侵害額請求権」は、被相続人が亡くなった後に、自分の遺留分が侵害されている贈与や遺贈があったことを知ってから1年以内という期間の制限があります。なお、お父さんの死亡の日（相続発生時）から10年を経過すれば、「遺留分侵害額請求権」は消滅します。

※ 1. 遺贈とは遺言によって財産を与えることをいいます。

2. 金銭の支払に代えて不動産等を引き渡したときは「金銭債権」の消滅になるため、譲渡所得の課税対象になります。

▶ 遺留分侵害額の請求の方法

あなたの場合は④のケースとなり、子ども（兄弟）2人合わせた遺留分は1/2です。弟であるあなたは1/2の1/2、つまり財産の1/4が遺留分となります。

侵害額請求の方法は、相手（兄）に「遺留分侵害額請求書」を配達証明付きの内容証明郵便で送るのが一般的です。

(ワンポイントアドバイス) 遺留分侵害額請求は

原則として1年以内！